

大磯町移住定住促進事業 企業等協賛取扱要項

1 趣旨

本町では「人口減少に歯止めをかける」ため、移住セミナーの開催や、移住イベントの出展などの事業（以下「移住定住促進事業」という。）を実施し、本町への移住定住の促進に向けた魅力発信に努めている。

この要項は、移住定住促進事業における企業や団体等からの協賛（以下「協賛」という。）について、必要な事項を定める。

2 協賛内容

原則として本町の移住定住促進に向けた魅力発信に係る物品（以下「協賛物品」という。）を企業や団体等（以下「協賛者」という。）が製作し、その協賛物品の受入れとする。

3 実施方法

- (1) 協賛物品は、大磯町政策課において受け入れる。
- (2) 協賛方法は、提供とする。
- (3) 協賛の申込みは、大磯町移住定住促進事業企業等協賛申込書（第1号様式）により行う。
- (4) 協賛物品の受入れを決定し、受領したときは、大磯町移住定住促進事業企業等協賛受領書（第2号様式）を交付する。
- (5) 協賛物品の搬入等にかかる費用は、原則として協賛者が負担する。

4 協賛物品として受け入れないもの

- (1) 移住定住促進事業の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの又は公の秩序若しくは良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他大磯町政策課が適当でないと認められるもの

5 協賛の表示

協賛物品には、協賛者の意向に応じて協賛の表示を行うことができるが、表示方法、表示箇所、表示の大きさ等について、大磯町政策課と協賛者との協議のうえ決定する。

6 協賛への謝意

協賛物品の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈や、町広報紙への掲載等を行うことができる。

7 その他

協賛物品については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難であるものについては、別途協議のうえ対応する。